

8月1日は「重度心身障害者医療」、「ひとり親家庭等医療」受給者証の年度更新日です

お問い合わせ 保険介護課 ☎2141
 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療の医療費の自己負担分の一部を助成しています。
 ※ ただし、入院時の食料は除きます。

新たに認定を希望する場合は、所定の申請をしてください。資格審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を交付します。

なお、現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き該当する場合は、新しい受給者証を7月下旬に送付しますので、古い受給者証は保険介護またはお近くの支所へ返却してください。
 また、転出や所得制限などで受給資格がなくなったときも返却してください。

	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)をお持ちの方。ただし、65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	(本人所得) 159万5千円 (扶養義務者所得) 628万7千円 が基本となりますが、扶養人数などにより制限額は変わります。 ※ 限度額は年によって変更する場合があります。	1月のうち受診機会が医療機関ごとに1日200円。 ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。 ※ 薬剤は全額助成(容器代は別)
ひとり親家庭等医療	ひとり親の家庭などで、平成29年3月末までに18歳になる児童を養育している父または母など。もしくは父母のいない児童とその児童を扶養している親族など。	所得額を扶養控除を含めて再計算した「年少扶養控除等調整後の所得税」が非課税の世帯の方。なお、住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	1月のうち受診機会が医療機関ごとに1日500円。 ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。 ※ 薬剤は全額助成(容器代は別)

年金のはなし

No.237

保険料を納めるのが困難なときは「申請免除制度」を

お問い合わせ
 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
 保険介護課 ☎2141

申請免除制度とは

さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料の免除を受けることができる制度です。免除の区分は、4段階(全額・4分の3・半額・4分の1)に分けられています。

※ 本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害の現況などについて審査し、免除の可否および区分を決定します。

申請時期 平成28年度分(7月～平成29年6月分)の手続きは7月1日からです。免除の申請は過去2年(平成26年7月～平成28年6月分)まで遡って行うことが可能です。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望する方も、毎年手続きが必要ですのでご注意ください。

保険料を納められるようになったとき

保険料の免除を受けた場合は、将来受け取る年金額が満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付(追納)する必要があります。

なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納のまましていると

未納期間が長いと、老齢年金が受給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

聴覚障害者による自主防災組織が結成されました

お問い合わせ 総務課 ☎2119

聴覚に障害のある佐伯地区ろうあ協会大竹支部、大竹市難聴者・中途失聴者協会の会員と、それらを支援する手話サークルや要約筆記のサークルのメンバーで、5月28日に大竹市聴覚障害者防災連絡協議会を結成しました。

一昨年に大竹市内や広島市で発生した大雨災害がきっかけとなり、非常時に自分たちにできることや、必要な支援について日頃から考え、準備しておくことで、被害を軽減することが大きな目的です。

結成前にも避難場所に「ビブス」(自分たちの状況や立場を周囲に知らせるベスト)の導入に取り組

んでいます。今後は地域で開催される防災訓練にも積極的に参加し、避難方法や孤立を防ぐ対策などについて地域の皆さんと一緒に考えていくことにしています。

